公立大学法人新潟県立看護大学理事長の選考及び解任等に関する規程

（平成25年４月１日規程第７号）

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新潟県立看護大学定款（以下「定款」という。）第10条第10項の規定に基づき、新潟県立看護大学（以下「大学」という。）の学長となる公立大学法人新潟県立看護大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考、任期及び解任手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（理事長候補者の資格）

第２条　理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効率的に運営することができる能力及び法人の経営管理能力を有する者でなければならない。

（任期）

第３条　理事長の任期は４年とし、再任を妨げない。ただし、再任される場合は、引き続き６年を超えて在任することはできない。

（選考時期）

第４条　理事長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 理事長の任期が満了するとき

(2) 理事長が辞任を申し出たとき

(3) 理事長が欠員となったとき

(4) 理事長が解任されたとき

２　理事長の選考は、前項第１号に該当する場合には、任期が満了する日の１か月前までに、同項第２号から第４号に該当する場合には速やかに行う。

（理事長候補者）

第５条　理事長選考会議は、次の各号に掲げる者を理事長候補者とする。

(1) 経営審議会から理事長選考会議に対して書面で推薦された者（２人以内）

(2) 教育研究審議会から理事長選考会議に対して書面で推薦された者（２人以内）

(3) 法人の常勤の職員10人以上から理事長選考会議に書面により推薦された者

２　前項第３号の規定により推薦を行う者は、自らを理事長候補者として推薦できないものとする。

（選考方法）

第６条　理事長選考会議は、前条の理事長候補者に、理事長就任の意思、理事長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、理事長の選考を行うものとする。

（選考結果の通知）
第７条　理事長選考会議は、選考結果を理事長に通知する。

（解任の申出）
第８条　理事長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の解任を知事に申し出ることができる。ただし、理事長の解任の申し出に当たっては、公立大学法人新潟県立看護大学理事長選考会議規程（以下「理事長選考会議規程」という。）第７条第２項の規定にかかわらず、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。
(1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
(2) 理事長に職務上の義務違反があるとき
(3) 理事長の職務が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき

（解任請求等）
第９条　理事長選考会議は、前条各号に該当するおそれがある場合には解任について審議を行うことができるほか、次の各号に掲げる解任請求があった場合においても、速やかに審議を行う。
(1) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、理事長選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき
(2) 法人の常勤の職員の３分の１以上に当たる者が、理事長選考会議に対して解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき
(3) 理事長選考会議の委員の３分の１以上に当たる者が、理事長選考会議に対して、解任すべき理由を付した書面により解任請求を提出したとき

（意見陳述の機会の付与）
第 10 条　理事長選考会議は、前条の審議にあたり、理事長に意見陳述の機会を与えなければならない。

（審議結果の通知）
第 11 条　理事長選考会議は、解任に関する審議の結果を理事長に通知する。

（規程の改廃）
第 12 条　この規程の改廃は、理事長選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、理事長選考会議規程第７条第２項の規定にかかわらず、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

（雑則）

第13条　この規程に定めるもののほか、理事長の任期、選考及び解任手続きに関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。